

指針の遵守等について		
1	この指針を遵守すべき対象者は誰ですか？	遠隔診療を実施する医療機関と医師及び歯科医師。
2	診療所でも、大規模な医療機関と同じように、この指針に対応する必要がありますか？	医療機関の規模に関わらず、遠隔診療に求められる要求事項は同じ。
3	指針を遵守しなかった場合の罰則規定や裁判での不利益はありますか？	罰則規定はない。本指針の遵守は民事訴訟、刑事訴訟に対して直接的な判断基準とはならないと考えられる。しかし、裁判に至る個々の事例により事情は異なると考えられるので、不利になるかどうかについては一概に言えるものではない。
4	遠隔診療を実施するにあたり、医師もしくは医療機関に遠隔診療研修等の義務はありますか？	義務ではないが、遠隔診療の質の担保において、日本遠隔医療学会などが開催する研修に積極的に参加することが望ましい。
遠隔診療の対象・内容等について		
5	遠隔診療の対象は具体的にどのような患者ですか？	厚生労働省通知(平成15年3月31日 医政発第0331020号)参照。たとえば、在宅酸素療法を行っている患者、在宅難病患者、在宅糖尿病患者、在宅高血圧患者、在宅アトピー性皮膚炎患者、褥瘡。その他、在宅などで療養する患者であって、患者もしくは家族等の同意のもと、遠隔診療が適用可能な者。詳細は指針の「5.遠隔診療の開始」を参照されたい。
6	在宅ではなく、介護施設等へ入所している場合も遠隔診療の対象になりますか？ 他の病院に入院している患者を遠隔で診療した場合は遠隔診療にあたりますか？	在宅以外に老人ホーム、あるいは医師の常駐を必要としない施設へ入所している患者も遠隔診療可能。ただし、他の病院に入院している患者は医師-医師間の遠隔医療であり、本指針で定義する遠隔診療には該当しない。
7	患者宅を訪問し、遠隔診療を補助する医師以外の医療スタッフとは、看護師のことですか？	医師の指示・確認のもと、看護師以外に介護職や理学療法士等も想定される。
8	保険医療機関としての届け出が出ている機関以外(例えば企業等)に在籍する医師が、遠隔診療を実施することはできますか？	この場合、遠隔診療としては認められない。
9	対面での初診以降、すべて遠隔診療でも問題ないですか？	診療計画の中に、遠隔診療として計画されていれば構わない。ただし、適宜、遠隔診療と対面診療を組み合わせたスケジュールが望ましい。詳細は指針の「5.遠隔診療の開始」を参照されたい。
10	遠隔診療のセッションは、医師側から開始する必要がありますか？患者側からの連絡はダメですか？	診療計画に基づき、医師側および患者側の双方からのセッション開始が可能。ただし、診療計画以外でのセッションについては、診療予約の変更など、事務連絡については遠隔診療と認めない。緊急事態や療養や症状についての患者ないしは家族からの相談に対する対応は遠隔診療と認める。
11	遠隔診療で患者の身体状況を確認したあと、家族が処方箋をとり来院しました。この場合、処方箋を交付しても構いませんか？薬の内容を変更する場合と、変更なしの継続の場合で、違いはありますか？	遠隔診療後に、来院した家族に対する処方箋の交付は可能。(事前に遠隔診療を実施しており、無診療には当たらない。)薬の内容を変更する場合と、変更なしの継続の場合で対応の違いはない。
12	医師は直接対面での診療を求めましたが、患者が応じずに遠隔診療を望まれました。その結果として事故や症状の悪化が生じた場合、医師は責任を問われますか？このような場合を想定して、どう対処しておくべきですか？	一連の対応、やりとりについて記録に記載しておくことが望ましい。
遠隔診療で用いる通信技術等について		
13	遠隔診療における通信技術とは具体的に何ですか？規定がありますか？	遠隔診療の必須の要件は、通信と音声映像機器類を用いて、双方向性かつリアルタイムのセッションが開かれることにある。また、遠隔診療の記録として、患者を判別できる画像のキャプチャーを保管することが望まれる。よって、TV電話の活用を想定しており、電話、FAX、電子メールは不可。しかしながら、これらをTV電話と併用する場合は遠隔診療における情報収集手段として有用である。
14	電子メールで患者からの連絡(質問、相談など)に答えたり、診療予約などの連絡をおこなった場合についても「遠隔診療」の扱いになりますか？	電子メールの場合は画像を伴う、双方向性かつリアルタイムでのコミュニケーションではないため、遠隔セッションが開かれておらず、遠隔診療にあたらない。